

第 2 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

令和4年4月26日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和4年4月26日(火曜日)

午後1時57分開議  
午後3時1分休憩  
午後3時6分開議  
午後3時52分閉会

本日の会議に付した事件

令和4年度主要事業等の説明

出席委員(7人)

委員長 高島和男  
副委員長 坂梨剛昭  
委員 岩下栄一  
委員 松田三郎  
委員 西聖一  
委員 山口裕  
委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小牧裕明  
政策審議監 野崎真司  
危機管理監 岡村郷司  
政策調整監 天野誠史  
首席審議員兼  
秘書グループ課長 野中眞治  
広報グループ課長 櫛本麻理  
くまモングループ課長 脇俊也  
危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英  
理事兼県央広域本部長  
兼市町村・税務局長 真田由紀子  
総括審議員兼  
政策審議監 千田真寿  
総務私学局長 緒方克治

人事課長 磯谷重和

財政課長 臼井洋介

県政情報文書課長 坂本久敏

総務厚生課長 上塚恭司

財産経営課長 永松浩史

私学振興課長 橋本誠也

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 坂野定則

消防保安課長 田口雄一

税務課長 坂口啓介

企画振興部

部長 高橋太朗

理事

(球磨川流域復興担当)

兼球磨川流域復興局長 水谷孝司

理事

(デジタル戦略担当)

兼デジタル戦略局長 小金丸健

政策審議監 深川元樹

地域・文化振興局長 永友義孝

交通政策・情報局長 清田克弘

土木技術審議監 菰田武志

首席審議員

兼企画課長 小川剛史

地域振興課長 久保田健二

文化企画・

世界遺産推進課長 木原徹

交通政策課長 坂本弘道

統計調査課長 馬場一也

デジタル戦略推進課長 受島章太郎

システム改革課長 黒瀬琢也

政策監 有働人志

政策監 田浦貴久

出納局

会計管理者兼出納局長 野尾晴一朗

首席審議員兼会計課長 杉本良一

管理調達課長 枝國智一

人事委員会事務局

局長 西尾 浩明  
公務員課長 永野 茂  
監査委員事務局

局長 西浦 一義  
首席審議員兼監査監 市川 弘人  
議会事務局

局長 手島 伸介  
次長兼総務課長 村田 竜二  
議事課長 富田 博英  
政務調査課長 福田 博文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像 克彦  
政務調査課課長補佐 松本 泰明

午後1時57分開議

○高島和男委員長 ただいまから、第2回総務常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任されました高島でございます。

1年間、坂梨副委員長共々、円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位、そして執行部の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻、御協力よろしくお願いを申し上げます。

続いて、坂梨副委員長から挨拶をお願いいたします。

○坂梨剛昭副委員長 さきの委員会で副委員長に選任いただきました坂梨でございます。

今後1年間、高島委員長を支えていき、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各委員、また、執行部の皆様方、御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○高島和男委員長 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、知事公室、総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に、入れ替えて実施することとしております。

なお、今回は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、小牧知事公室長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（知事公室長、政策審議監～税務課長の順に自己紹介）

○高島和男委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、本日の委員会は、インターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、知事公室及び総務部から順次説明をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

重要政策調整事業でございますが、知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重

要課題等に必要な調査などを行う事業でございます。

知事公室付は以上でございます。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

5ページをお願いします。

1の熊本地震犠牲者追悼式事業でございます。

熊本地震で犠牲となられた方々への追悼と復興への決意を新たにするため、4月14日に開催しました。

なお、昨年と同様、新型コロナウイルス感染防止の観点から、来賓を最小限にして開催しました。

次に、2の令和2年7月豪雨犠牲者追悼式事業でございます。

これは、豪雨災害で犠牲となられた方々を追悼するものです。

なお、開催につきましては、昨年と同様、市町村ごとに共催で執り行うこととしています。

秘書グループは以上です。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

6ページを御覧くださいませ。

1の広報事業でございます。

広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルツールなどにより、県内外に向けて、県の施策等の情報を発信するための事業を実施いたします。

また、(2)のやさしいくまもとまちづくり広報事業では、引き続き、知事記者会見時の手話通訳をはじめ、県政広報番組への字幕挿入など、視覚、聴覚障害者の方に配慮した事業を実施いたします。

さらに、(5)の半導体産業集積強化推進熊本PR部会による広報では、首都圏や福岡都市圏、海外等に、くまモンを活用し、TSM

Cの進出、工場稼働を見据えて、人材の確保や企業の集積につなげる広報を展開いたします。

7ページをお願いいたします。

2の報道・広聴事業等でございますが、この事業では、マスコミに対して記者会見や報道資料などによる情報提供を行う報道対応、県政に関する提言や意見などを県民の皆さんからいただき、県政へ反映していく広聴事業などを実施いたします。

広報グループは以上です。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

8ページをお願いいたします。

1のくまモンの使用許可及び管理運営でございます。

説明欄(1)くまモン使用許可等管理事業は、くまモンのイラストを利用した商品等の利用許諾事務の委託事業でございます。

それから、(4)くまモン活躍基金積立金は、熊本県くまモン活躍基金条例に基づき設置した基金への積立てに要する経費でございます。

次に、2のくまモンを活用した情報発信及びプロモーションでございます。

説明欄(1)くまモン活用熊本PR事業は、くまモンの人気を生かし、県内イベントやツイッター、インスタグラムなど、SNS等で熊本の魅力を発信する事業でございます。

(2)くまもとプロモーション推進事業は、くまモン誕生祭や感謝祭など、首都圏、関西エリアなどで行う様々なプロモーション活動を展開する事業でございます。

9ページをお願いいたします。

(3)くまモン共有空間拡大推進事業は、民間企業等から成るメンバーで、くまモンの新たな価値の創造に向けた調査、研究を行うくまラボを運営する事業でございます。

(4)くまモン海外プロモーション推進事業

は、くまモンの海外での出動や海外向け動画の制作配信、くまモンTV等による海外プロモーションを行う事業でございます。

最後に、新規事業となります3のくまモンランド化構想の推進でございます。

(1)くまモンランド化関係施設強化事業は、くまモンスクエアのリニューアルや空港、駅など、くまモンに会える施設の拡充及びくまモンとのコラボによる新たな地域資源を創出する事業でございます。

(2)くまモンランド化推進事業は、くまモンの共有空間を拡大させるためのアプリ開発、くまモングッズの新たなブランド認証制度を創設する事業でございます。

くまモングループは以上です。よろしくお願いたします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いします。

項目1の危機管理・防災体制の充実・強化について、(2)の防災対策事業は、防災会議や県総合防災訓練の実施など、防災対策の充実強化を行うものです。

(3)の地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う人材の育成等を行うものです。

(5)の自助力強化推進事業は、災害時における県民の避難意識の醸成や早めの避難行動の実践を促すためのマイタイムラインの普及を行うものです。

(6)の市町村防災体制・災害対応力強化支援事業は、市町村の防災体制や災害対応力の強化のための地区防災計画策定の支援等を行うものです。

11ページをお願いします。

(9)の防災センター情報通信設備等整備事業は、現在整備を進めている新防災センターの情報通信設備等の整備を行うものです。

(10)の防災センター震災等ミュージアム整備事業は、新防災センター1階に防災教育や

人材育成等のための震災等ミュージアムの整備を行うものです。

項目3のデジタルアーカイブ整備については、熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓等を残すための資料の収集、保存、発信を行うものです。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

12ページをお願いします。

人事課は、経常的な経費が主でございますので、今年度重点となる取組を2点掲載しております。

項目1の熊本地震や豪雨災害からの創造的復興等のための組織体制の整備及び人材の確保についてでございます。

(1)の組織体制の整備につきましては、創造的復興や新たな施策等の推進に必要な組織体制の整備を進めてまいります。

その際、職員配置の重点化に向けた組織体制の見直しや事務事業の見直しに取り組みながら、行政体制の効率化を目指してまいります。

(2)の人材確保につきまして、令和2年度に策定しました熊本県職員の定員管理の基本方針に基づき、令和6年度までの4年間において、令和2年度の職員数を維持することを基本としつつ、大規模災害からの速やかな復興に向けて、任期付職員の任用や他県への職員派遣の要請など、あらゆる手法を活用しながら、柔軟に必要な職員の確保を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

項目2の勤務環境の整備と健康管理についてでございます。

長期的な復興業務、新型コロナウイルス感染症対策業務その他県政の重要課題に、職員が全力かつ継続的に対応することができるよう、職員一人一人が働きやすい勤務環境を整備し、さらに長時間勤務を縮減することによ

り、職員の心身の健康維持を図ってまいります。

具体的には、(1)の勤務環境の整備として、職員の担当業務やライフスタイルに対応し、最も効果的、効率的に働くことができるよう、業務内容に応じて勤務時間をずらすことができる特例勤務や5つの勤務時間から選択できる時差出勤、令和3年2月に本格導入しました在宅勤務の活用など、多様な働き方を実現できる職場づくりを推進してまいります。

あわせて、他都道府県からの派遣職員や任期付職員など、様々な出身地域や年齢層から成る新たな職員を最大限に活用していく必要がございます。

そのため、各職場において、本県での仕事の進め方に慣れていただくまでの積極的な助言など、仕事が円滑に進むよう支援するとともに、他の職員と十分にコミュニケーションを図れるような工夫、宿舍確保をはじめ、衣食住の情報提供など、私生活を含めた目配りをしながら受入れ環境を整えてまいります。

(2)の健康管理としましては、職員の心身の健康を維持するため、引き続き、通常業務の見直しを進めるとともに、時間外勤務の平準化等により、長時間勤務の縮減を図ってまいります。

また、パワハラ、セクハラなど、あらゆるハラスメントについて、相談体制や研修の充実等を行い、その防止に努めてまいります。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

14ページをお願いします。

財政課からは、令和4年度当初予算全体の概要について御説明します。

まず、(1)の予算編成の基本的な考え方についてですが、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の3つの大きな課題への対応を最優先とし、このよ

うな状況の中、半導体産業のさらなる集積に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション、移住、定住推進など、将来の熊本の発展に必要な事業について、予算を編成しております。

次に、(2)の当初予算の特色についてですが、①令和2年7月豪雨からの創造的復興、これに係る予算として338億円、②新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応、これに係る予算として1,116億円、③熊本地震からの創造的復興、これに係る予算として224億円、④将来に向けた地方創生の取組、これに係る予算として157億円を計上しております。

当初予算全体としては、前年度比で379億円増の9,030億円を計上しております。

15ページをお願いします。

参考1として、平成20年度以降の当初予算の規模を記載しておりますが、令和4年度当初予算については、県政史上最大となっております。

参考2として、財政調整用4基金残高の推移を記載しておりますが、令和4年度については54億円となっております。

財政課は以上です。よろしく申し上げます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

16ページをお願いします。

1の行政文書の適正な管理についてですが、行政文書等の管理に関する条例に基づいて、県民共有の知的資源である行政文書を適正に管理し、歴史公文書についても、適切な保存、利用を図ります。

また、昨年度構築した文書管理システムを活用し、庁内の電子決裁をさらに推進し、行政文書の適正かつ効率的な管理を推進します。

2の情報公開・個人情報保護の推進につい

てですが、情報公開条例や個人情報保護条例に基づいて、開示請求等に関する助言を行うほか、情報プラザ等を通じた県政情報の積極的な提供を行います。

また、令和5年度に施行予定の改正個人情報保護法への対応準備を進めます。

3の公立大学法人熊本県立大学への支援についてですが、県立大学が業務を確実に実施できるよう、財源の一部として、運営費交付金を交付します。

通常の業務運営に必要な経費のほか、低所得者世帯の学生への授業料等の減免に要する経費等を交付します。

県政情報文書課は以上です。よろしく願いいたします。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

17ページをお願いいたします。

1の庶務事務の集中処理でございますが、庶務事務の効率化を図るために、諸手当認定、旅費、報酬等の事務について、集中処理を行っております。

集中処理の対象事務及び対象機関は、資料に記載のとおりでございます。

2の職員の健康支援でございますが、心身の健康状態の把握や病気の予防、早期発見のため、各種の健康診断やストレスチェックをはじめ、その結果に基づく事後指導等を実施しております。

また、長時間勤務による健康障害の防止やメンタルヘルス対策のため、産業医による所属長への助言、指導や職員への面接による保健指導などを実施しております。

総務厚生課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

18ページをお願いします。

まず、上段の県庁舎等の保全及び維持管理

費ですが、本庁舎及び広域本部、振興局の清掃委託、空調及びエレベーター等の保守点検、光熱水費等の経費を計上しております。

環境に配慮し、CO<sub>2</sub>排出量の少ない電気の購入やLED照明の導入など、2050年ゼロカーボン実現に向け、エネルギー使用量の削減にも努めております。

次に、財産の適正管理及び有効活用に係る事業です。

県有施設の老朽化が進む中、予防保全の考えを取り入れ、長く使用するため、施設ごとの長寿命化保全計画策定経費や現在建設を進めている防災センター及び議会棟地下倉庫の整備費を計上しております。

最後に、熊本地震により被災した県央広域本部、農林部、土木部の災害復旧事業を計上しております。

これは、さきに御説明した防災センターとの合築事業であり、ファシリティーマネジメントの観点を踏まえ、平時は会議室として使用するスペースを、災害時には現地対策本部等として活用することとしております。

なお、進捗は順調で、予定どおり年度末の竣工を目指しております。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

19ページをお願いします。

項目1の私立学校の運営支援ですが、これは、私学の教育環境整備のため、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助や(2)の私立学校ICT教育環境整備推進事業により、教員の人件費等の教育活動経費やICT機器等の施設整備費を助成するものです。

2の私立学校の生徒、保護者の経済的負担軽減についてですが、(1)の私立高等学校等就学支援金事業は、高校生に対して、(2)の高等教育修学支援事業は、専門学校生に対して、授業料負担軽減のため、保護者の所得に

応じ支援金の支給等を行うものです。

(3)の新型コロナ私立高等学校専攻科授業料減免補助につきましては、コロナ禍において就学の継続が困難になっている専攻科生徒の授業料を減免するものです。

(4)の被災生徒授業料等減免補助事業は、熊本地震及び令和2年7月豪雨により被災した生徒に対し、助成を行うものです。

3の私学の魅力アップ支援及びグローバル人材育成につきましては、私学の魅力を高めていくための取組や海外進学、留学を目指す生徒への支援を行うものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、1、市町村の地方創生の推進と行財政基盤強化に向けた支援について。

(1)広域本部・地域振興局政策調整事業は、地域が抱える課題の解決に向けた取組や7月豪雨災害からの創造的復興につながる取組を広域本部、地域振興局が行うものでございます。

(2)自治振興支援費は、市町村の行財政運営等について助言等を行うことにより、事務の適正な執行等を図るものでございます。

(3)地方創生市町村支援事業は、地方創生や創造的復興に向けた市町村の取組を支援するものでございます。

(4)市町村行政体制維持・強化支援交付金は、新規事業でございます。

今後、人口減少が深刻化すること等に備え、市町村の行政のデジタル化や市町村間の広域連携等に向けた取組を支援する交付金でございます。

(5)市町村との人事交流の推進は、県と市町村双方の人材育成や連携強化を図るものでございます。

21ページをお願いいたします。

2、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの

復旧、復興に向けた支援について。

(1)被災市町村職員確保支援事業は、被災市町村における職員確保を支援するため、全国の自治体等に対して訪問要請活動やオンライン活動を行うとともに、被災市町村の合同任期付職員採用試験の実施を支援するものでございます。

(2)平成28年熊本地震復興基金交付金は、被災市町村の創造的復興に向けた取組を支援する交付金でございます。

3、新型コロナウイルス感染症対策に対する支援について。

(1)新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、市町村の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域経済や県民生活の回復に向けた取組を支援する交付金でございます。

次の4及び5につきましては、本年度7月頃の実施が見込まれる参議院議員選挙と来年4月頃の実施が見込まれる県議会議員選挙の選挙事務に要する経費でございます。

市町村課は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

22ページをお願いいたします。

1の防災消防ヘリによる防災体制の充実・強化については、防災消防ヘリ「ひばり」の運航体制の確保及び機体の維持整備を行うものです。

次に、2の消防力強化の推進は、市町村の消防体制強化を図るため、消防団員の加入促進等を行うとともに、消防本部の体制強化を図るため、隣接する消防本部間の消防指令の共同化に向けた取組を支援する交付金を今年度新たに支給するものです。

次に、3の消防学校の機能強化については、消防職員等の技能向上のため、救命訓練用の人体模型など、教育訓練用資機材や訓練塔の整備を行うとともに、公舎及び宿舎整備に係る基本計画を策定するものでございま

す。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

23ページをお願いいたします。

項目1、県税収入の確保についてでございます。

令和4年度の県税収入につきましては、コロナ禍からの経済活動の回復や製造業を中心とした企業活動の活発化により、個人県民税、法人県民税・事業税、地方消費税等の増収が見込まれ、令和3年度当初予算額を約192億円上回る約1,660億円と見込んでおります。

県税収入の確保に向け、適正かつ公平な賦課徴収に取り組んでまいります。

次に、項目2、ふるさと納税の取組展開についてでございます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であるだけでなく、熊本地震等の際には、本県への寄附金額が急増したように、災害時における被災地支援の手段としても活用されております。

御寄附いただいた皆様へのフォローアップにしっかりと取り組み、本県への継続的な支援につなげていくとともに、返礼品の充実等により、新たな寄附者の獲得、県産品の魅力発信、熊本への人の流れの加速化等につなげてまいります。

税務課は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 大した問題ではありませんけれども、脇さんですかね。くまモンが大活躍して、熊本をよりよく発信をしてですね、喜ばしいなと私どもは思っています。

ところで、くまモンの父親というのは誰ですか。

○脇くまモングループ課長 くまモングループの脇です。

くまモンについては、男の子という設定はされておりますけれども、家族についての設定は今のところしておりません。

○岩下栄一委員 私は、蒲島さんがおやじさんと思ったけどね。というのが、衆議院選挙が終わってからテレビを見よったら、前の熊本の副知事の誰とかさんが、衆議院に当選して気分が高揚しとったんだろうけれども、くまモンは私がつくりましたと、私が演出したって自分で言ったんですよ。それは違うぞと思ったけれども、くまモンの利用というか、その中にくまモンの利用をあんまり簡単にするといかぬというふうに書いてあるけれども、それはもう最大利用ですよ。

だから、くまモンは、成尾君とか、いろんな人たちがグループで頑張って今日のくまモンができていると思うけれども、あれは俺が演出したもんねとテレビで言うてごらん。感じ悪いですよ。その点、どう思いますか。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

くまモンは、公共財というか、みんなで支えていっているものでありまして、副知事としては、県民を代表して、みんなでくまモン自体を支えているんだというような思いで言われたんだというふうに理解をしております。

○岩下栄一委員 小野さんは、何か自分がつくって、自分が演出したように言ったんですよ、テレビで堂々と。我々は事情を知っているから、おかしかこと言うね、この男はと思ったんよ、正直なところ。

今後、そういうことがあったら、くまモンを政治利用しているわけですよ。これはよくないですね。だから、あえてくまモンのおやじは誰かと聞いたんですけれども。

まあ、子供がスターになっていろいろ有名になったから、父親でも何でもない人間が私が父親だと名のり出るんですよ。あのケースですよ。よくない。今度、小野さんに会ったら、訂正しなさいと言っといてくださいよ。

○高島和男委員長 要望ということでいいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○高島和男委員長 ほかに。

○松田三郎委員 久しぶりに総務委員会に所属しますので、どうぞ皆さん、1年間よろしくをお願いします。

説明資料の12ページ、人事課。人事課長もしくは総務部長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、資料の説明の1の(2)で、令和6年度までの4年間において職員数を維持すると。

これに関連しまして、ちょっと確認もありますけれども、ちょうど国家公務員法の改正のときにいろいろ不祥事があって、法律の改正もちょっと遅れたと。その後に地方公務員法も改正になって、いわゆる定年延長、2年で1歳ずつ、たしか10年ほどかけて65歳まで定年を延長するという話があります。

これは、県庁の人に聞いても、まだあんまりはっきり分からぬとですよと言う方が非常に多くて、恐らく今既に実施をいたしており

ます再任用制度に似たような、外形的には、そういうことになるんだろうと。

ということは、今もあれですか、途中で昇給も停止で、例えば、60から61歳に定年が延長になっても、例えば、課長で60歳を迎えた人が、2階級降格とは言いませぬけれども、そういうふうになるんだろうと。

ここまでその確認ですけれども、そういう正式に法律改正をやって決まったんですかね、定年が延長すると。そして、なった場合に、そういう扱いになるというのは、事実としてはあっているんですか。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

先生がおっしゃるとおり、定年延長については、国家公務員法、地方公務員法ともに改正が行われておりまして、地方公務員関係であれば、条例の案というのも示されている状況でございます。

おっしゃったように、例えば、役職定年制へという形で60歳を超えたときは、管理職手当を持っている職員というのは、管理職手当がつかない役職のほうに落ちると。落ちるといって、ちょっと表現があれかもしれませんが、移るといような制度、これはもう決まっている状況でございます。例外というのもございますけれども、基本的にはそういう方向でございます。

あと、給与の関係でございますけれども、これは、管理職手当を持っている者も持っていない者も含めて、ついてない者というのは、まあ役職が落ちるといことはないんですけども、給与については7割に削減になると、これはもう決定をしていると、決まっているという状況でございます。

○松田三郎委員 ちょっとすみません、聞き取りにくかったので。例えば、給料が7割と、2階級ぐらい下がる、落ちるといのは、これは条例で決まっているんですか。法

律の中に書き込んであるわけじゃないでしょう。どのレベルでそういうルール化されているんですか。

○磯谷人事課長 国家公務員のほうであれば、法令でも書かれていますし、地方公務員についても、規定関係でそこははっきり示されているという理解で……

○松田三郎委員 法律で。

○磯谷人事課長 はい。

○松田三郎委員 例えば、過渡期といいますか、10年かかって5歳ぐらい、65歳になりますと、それはもちろん分かりますけれども、じゃあ、そこから先65歳定年というのが定着した後も、今おっしゃったように、7割ぐらいしか給料はもらえないというのがずっと続くのであるならば、あるいはこれは条例で、都道府県でその辺は、ずっと給料も普通で、職責もそのままですというのが各都道府県でできるというわけじゃなくて、今おっしゃる話でいくと、法律で一律65歳になって、それからほぼ法律改正しない限りはそういう状態となると、これは、どうですか、モチベーションというか、まあ再任用制度であるならば、本人の希望で1年更新という——まあ、お金の話をするのは恐縮ですけども、一旦退職ですから、退職金はもらえると、それで1年ずつやっていくと。これが、ずっと定年が延長されると、65歳定年制になると、そこまでいって辞めんと退職金ももらえない、しかも給料はずっと7割ぐらいになるとなると、どうもモチベーションがどうかというふうに思うので、最後に確認ですけども、これは、65歳定年が定着した後も、法律が改正しない限りずっと給料は7割で、課長までした人が、どの辺だったか、係長か何か、前の上司が部下になるというのがあちこち出て

くる、今よりも増えるわけですよ。そういう状況なのかなと思ひまして。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

まず、役職定年の話でございますが、管理職手当を持っている者が管理職手当を持っていない職に移るといふ、これについては、国のほうの方針といふか、説明では、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するといふことで、未来永劫それだといふような言い方ではなくて、今の状況を踏まえて、新陳代謝を確保して組織活力を維持するためには、当面役職定年制が必要だろうといふ判断でございます。

これがずっと続くかどうかといふのは、まだ今の段階では分からないですし、本来そうじゃない形といふのが通常なんだろうといふ考えは、国のほうも持っているのではないかと考えております。

あと、給与、7割に下がるという点につきましては、これは、国、地方ともに、公務員でございますので、民間との比較といふことで、民間の60歳超の給与水準といふのも踏まえて、人事院なり、総務省なり、内閣人事局なりが検討した結果、7割が妥当だろうといふ整理で今示されているといふことですので、ここは民間との関係もありますけれども、ある程度これでいくという方向が示されているのかなといふ理解でございます。

あと、モチベーション、退職金の話でございますけれども、例えば、65歳に定年年齢が延びたとしても、60歳で辞めるといふ方に対して、退職金が不利にならないような措置といふ、定年退職扱いになるといふような措置といふのも今回設けられているといふふうに理解をしていますので、そういうのも組み合わせでモチベーションの維持を図りながら、高齢化社会の制度として示されているのかなといふふうに考えております。

○松田三郎委員 じゃあ、最後に1つですけれども、これは、一応資料によると、平成6年度までというのが令和2年策定分でしょうけれども、その後は、さっき言いましたように、だんだん定年が延長して辞める人が少なくなる、残る人が多いと。だから、新規の新採を採用する数というのも、将来的には今の水準よりもやっぱり少なくせざるを得ないというのが予想です、この7年度以降ですね。やっぱり全体の数をある程度保つならば、そうせざるを得ないのかなと思いますけれども、その点はどうでしょう。

○磯谷人事課長 人事課です。

先生おっしゃるとおり、2年に1度しか定年退職が発生しないということになりますので、その分の減というのは当然減って、採用にも影響してくる可能性があります。

ただ、現状は、再任用という制度が既にある程度定着をしまして、そこが4割強とかいう具合で今残っておりますので、それと、先ほどの退職金の優遇とかも踏まえた上での定年延長で、60の時点で辞める方の割合との差、その分がどれぐらいになるのかとか、そういう点を考えながら採用はしていく必要があるかなと思っております。

極端にそのまま採用を抑制せざるを得ないという状況にはならないと思いますし、65歳まで延びるのが令和13年ということで、かなり段階的に引き上げていくということですので、その点も急激な変化という形にはならないというふうに理解をしております。

○松田三郎委員 分かりました。

最後、要望じゃなく意見ですけれども、昭和38年生まれぐらいの方から大体1歳延びるという、61歳になるとか——ということは、別の順番じゃありませんけれども、60定年の方と、いや、自分の世代は61だと、だんだん若い人になれば62～63と、給料が減っても、

一生懸命頑張っていただくように要望して終わりたいと思います。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 今松田委員から定年制のほうの話が出たんですけれども、人事課長にまた重ねて質問で申し訳ないですが、12ページので、人材確保で4,200人は目安で確保されるということになったんですけれども、今聞きたいのは、この4月から男性の育休取得も促進するように法律がちょっと強化されているんですよね。民間のほうにも、かなり積極的に取るように指導されているので、何かしなくちゃいけないということですが、本県の場合は、どのような取組を具体的に今されているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○磯谷人事課長 育休の取得についてだと思えますけれども、特に男性の取得の件は課題だと思ってしまして、取組を進めております。

知事部局においては、かなり率が上がってきているということだろうと認識をしておりますけれども、他県のほうも併せて上がってきていますので、取組をさらに徹底していきたいなと思っております。

全体的には、教育委員会とか警察本部との関係もありますので、そこも連携しながら知事部局で取り組んだことを広げていくような形をしていきたいなと思っております。

○西聖一委員 人事課としては進めますという話ですけれども、実際は、女性の育休取得もなかなか厳しいという、やっぱり職場でもぎりぎりの数で配置されている中で休みを取るというのは、子供を持つ女性でも厳しい中で、男性も同じように取れというのは厳しい

という面がある中で、やっぱり代替職員の確保とか、そういうところに具体的に踏み込まないと、休みなさい休みなさいと言っても、休む環境にはなかなかないのかなというところですので、まあ具体的にこれからしっかり取り組んで、今日はとても無理でしょうけれども、やっていかないと、この育休取得促進というのはなかなかないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高島和男委員長 要望で。

○西聖一委員 はい。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

○山口裕委員 すみません、10ページ、ちょっとお尋ねさせてください。

災害に対する備えとか防災の体制の充実は喫緊の課題かなと思っておりますが、この中で(4)の九州広域防災拠点強化整備事業、これについては、どの程度の期間で体制を整備される予定なのか、教えてください。

あわせて、(6)番にありますけれども、市町村が行う地区防災計画や広域避難計画、これを定めている自治体がどの程度あるのか、これも併せてお聞かせください。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

九州広域防災拠点の整備の計画についてですけれども、これにつきましては、平成26年1月に、九州を支える防災拠点構想というのを県では策定しております。南海トラフ地震に備えるということですね。熊本が九州の中央に位置するというようなところの強みもございまして、また、加えて、陸上自衛隊の西部方面総監部、それから国の合同庁舎、こういった九州の指令機能を有しているとい

うこともございまして、平成26年1月に、本県が率先して九州を支える広域防災拠点としての役割を担うということで構想を策定しております。

構想に基づきまして、これまで、防災航空センター、それから防災駐機場、それから新防災センターの整備等——今防災センター、整備しておりますけれども、こういったのに取り組んできておるところでございます。

また、国におきましても、国の現地対策本部の司令塔になりますという位置づけを合同庁舎のB棟にさせていただくなど、広域防災拠点の機能を高めてきたところでございます。

今後、ますます南海トラフ地震の危険度と申しますか、上がってきているというような状況もございまして、なるべく早くそういった防災拠点の整備を進めていくということが必要かと思ひますけれども、現在、その防災拠点のさらなる機能の拡充と申しますか、南海トラフに備えた機能としてさらに高めていくための、先ほど言いました、26年につくりました構想の見直しをやっておるところでございます。

また追って先生方には御説明することにしておりますけれども、その見直しを加えまして、また、その見直しの一つとして、宮崎とか大分、こちらが南海トラフで被災される方が多いというふうなシミュレーションがございまして、今度は避難者の受入れ体制、こういったのも応援のシミュレーションとして調査委託をやっていきたいというふうにご考慮しておるところでございます。

したがって、すみません、先ほどいつまでというような話は、なるべく早くそういった機能を高めていきたいというところの状況でございます。

2点目、市町村防災体制の地区防災計画、それから避難計画の策定状況ということでございまして、今現在、市町村の地区防

災計画、これは行政区とか、それから校区単位とか、そういった単位で地区防災計画をつくっていただいておりますけれども、今現在把握しております市町村につきましては、11市町村で265地区で計画を策定しておるところでございます。

これにつきましても、県も、その策定の支援ということで、アドバイザーの派遣等を行いつながりながら策定支援をしていきたいというふうに考えております。

あと、もう1点、広域避難計画の市町村の策定状況ですけれども、現在、計画といえますか、市町村間で他の自治体との協定を結んで広域避難に備えているというところの市町村について把握をしておりますが、それは、県内11市町村がそういった協定を結んで、広域避難の計画を策定しているというような状況ということになります。

これにつきましても、広域的な行政区を越えた避難というのが今後にも必要になってくるだろうと考えられますので、そういった場合にスムーズに避難ができるように、県としても、計画策定またはその協定の締結の広がり支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山口裕委員 おおよそ理解しました。

被災者支援については、インフラ等の兼ね合いもあると思いますし、そしてまた、どうやって搬送するのかなんていう課題もあると思いますけれども、積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

あと、私の自治体では、地域の防災計画は見たことはありますが、広域避難計画なんていうのはちょっと見たことがありませんので、そういった避難については、ひょっとしたら校区や地区を越えて、また、自治体も越えて避難したほうがより防災に資するような形もあると思いますので、この辺りなかなか

自治体だけでは計画策定にも厳しい面もあると思いますので、県の支援をよろしく願います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 私学振興課ですけれども、熊本時習館構想などの海外チャレンジ事業で、今海外に留学する志を持った若者が減って、グローバル時代にもかかわらず、ローカルな人たちが増えていると聞いています。

そこで、この事業はとても望ましい事業だと思いますけれども、今何人ぐらいの人が熊本県からこのチャレンジ事業で出かけているわけですかね。

○橋本私学振興課長 時習館構想の一番大きな柱の事業として、海外チャレンジ塾というのを開催しまして、海外にグローバルな人材育成を行っておりますが、これは平成25年度からスタートさせておりまして、海外の大学等に進学した人数につきましては、現在までのところで36名が進学をしております。

参考までに、このチャレンジ塾の受講者は、昨年度までで690名が受講しているという状況でございます。

以上です。

○岩下栄一委員 それで、この人たちが帰国して、それをどういう形で還元しているんですかね。例えば、自分の母校に帰って後輩たちに体験談を話すとか、何かいろいろアドバイスするとか、そういうことはやっているんですか。

○橋本私学振興課長 今現在も、1つには、このチャレンジ塾の中で今学んでいる高校生に対して、卒業して海外に行かれた方が、いろんな講話をしたりとか、体験談を話してい

ただいたりとか、そういうことをやっていた  
だいております。

今年度から、さらにはこうした卒業して海外  
に行かれた方のネットワークをつくりまし  
て、次を担う高校生ですとか中学生に研修を  
したりとかアドバイスをしたりとか、そうい  
うことで積極的にこの方々を活用していきた  
いというふうに考えております。

以上です。

○岩下栄一委員 　そういうことで、効果を大  
いに拡大していただきたいというふうに思  
います。よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 　ほかに質疑はありません  
か。

○磯谷人事課長 　人事課です。

先ほど松田委員から質問があった定年延長  
の給与水準の話で、少し訂正をさせていた  
だきます。

7割というのは、国家公務員としてはもう  
決まっているということでございます。基本  
的には、給与というのは均衡の原則という  
のがございますので、それに沿って同様の  
制度設計が必要になるという整理でござ  
います。

正確には、60歳に達した職員の給与水準  
については、各地方公共団体の条例で改  
正をして対応するという流れになります  
ので、すみません、訂正をさせていただきます。

○高島和男委員長 　ほかにありませんか。

——なければ、以上で質疑を終了いた  
します。

次に、その他に入ります。

その他で委員から何かありますか。

○松田三郎委員 　これは、多分総務部長に、  
まあ新しくなられたので、やっぱり発言の  
機会も必要だろうと思います。

要望的な質問といたしますか、というのが、  
総務委員会の資料の中にも何か所かT S M  
C、子会社の何ですか、J A S M、これは本  
県にとっても非常に大歓迎すべきことで、多  
くは申し上げませんが、大変ありがたいな  
という気持ちはもちろん持っております。

ただ、こういう、何かな、お祝いムードに  
水を差すような議論というのはしにくい  
のはありますが、以前、私、去年まで経済環  
境委員会におりまして、あるいは知事に対  
しても、殊さら、いわゆる県内の南北格差  
のことを声高に言うつもりはございません  
けれども、やっぱりどうしても、今までの  
企業誘致とか、特にこれだけ大型の案件  
もとなると、もちろん大歓迎はします  
けれども、なかなか県南、とりわけ私  
の住んでおります球磨、人吉は、菊池  
かいわいからすると、かなり遠う  
ございますので、あまり恩恵もないの  
かなという話をしております、そうい  
う御意見もありましたので、知事  
に対しても、ぜひ何か県南のことも  
視野に入れて取組をお願いします  
という話をしましたら、それを受けて、  
知事も、公的なところで、これは、  
その地域だけじゃなくて、広く県下  
全域にそういう波及効果というものは  
考えていかなければならないという  
ことは、まあ掛け声だけとは言いま  
せんけれども、ありがたいことだと  
受け止めておりますが、なかなか  
やっぱり、さっき言いましたように、  
地理的に遠いし、逆に、まあ陰の  
部分と言うとちょっときつい言い  
方かもしれませんが、ただでさえ  
少ない人材の中から、やっぱりも  
う既に私の周りでも、条件がいい  
から受けようかなという人も結構  
いらっしゃるわけですね。それを  
別にとやかく言うつもりはござ  
いせんけれども、さっき言いました  
ように、

もともと少ない人材がさらにそっちのほうに抜かれてしまうと、これはデジタル分野だけではないかもしれませんが、非常にマイナスの面がちょっと大きいんじゃないかなというような心配もいたしております。

ですから、できるだけ地元と離れていることを逆手に取って、例えば、従業員の方々の保養施設として何かこっちに呼び込む工夫をしようとか、いろいろな考えはあるようですが、県としても、必ずしも均衡ある発展ということはちょっと古くさいので言いませんけれども、前提として、市町村でやっぱりいろいろなことで競争、いい意味での競争を頑張っていたいただくことは大前提として、ぜひ、総務部の中に財政課もありますし、市町村課もありますし、直接そのT SMC絡みではなかなかちょっと支援はしにくいけれども、県南のほうがこれ以上過疎化が進まないように、人口減少が進まないように、別のいろいろな事業なり政策を用いていただいて、ある程度の土俵に乗れるようにと、まあ極端に言うとこれ以上寂れないようにという部分では、やっぱり県もどうしても力をより入れてほしいなという思いがあります。

だから、具体的にこれをしてください、あれをしてくださいではございませんが、知事がおっしゃったように、あるいは三輪部長がおっしゃったように、全庁挙げて、県庁挙げて、そのT SMCが来た周辺だけが発展するのではなくて、いろいろなことを考えて、やっぱり日が当たっていない県南のほうもそこそこ恩恵があったと言われるようにしていただきたいという思いがありますので、それを受けて、何かこう自分はしたいとか、県としてこうするんだというのがありましたら、何かそういう表明をしていただければと。

○平井総務部長 総務部長でございます。

的確なお答えになるかどうか、ちょっと悩

ましいところなんですけれども、委員御心配のところは、いわゆるT SMCが取って代わるだけで、今あるものがそれに変わっただけだったら、トータルのパイが増えないという結果になってしまったらいけないということだろうと思います。

そこは、知事の発言も繰り返しているんじゃないかと思えますけれども、熊本の現在の経済にプラスアルファで1兆円の投資がなされるんだと、それが純粋にプラスアルファになるように環境を整えていこうという旗振りを一生懸命している今段階だと思っております。

それがどういうふうに影響するかというと、例えば、集約して工業用地の需要が増えるというような場合でも、そのT SMCの周辺の土地だけで足りるのかどうか、裾野が広がれば広がるだけより広域に土地を求めざるを得ないなんていうことも当然出てくると想定していますし、実際に今引き合いは広がっているというふうに商工部からも聞いております。

さらに、その関係するところ、直接、間接に関係するだけじゃなくて、全国的な動きの中で、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの進展というのもありまして、働き方自体も変わってきていると。だから、この働き方改革をすることによって、地方の働き方、新しい職場の広がり、そういったものも大きくしていかなくちゃいけない。これは、もう一つのテーマになってくるんだろうと思います。多分、これは熊本だけじゃなくて、全国的なんですけれども、そこに乗り遅れないように、県としては施策を的確に打っていく必要があるんだろうと思っております。

財政課を所管する総務部といたしましては、各部からそういった、今の流れにきちんと乗っていくための予算というのを要求してもらっていると思いますので、そこをけちることなく、今望まれるものに手をつけていき

たいと思いますし、ちょうど令和2年の7月豪雨もございましたので、日本の中でも熊本県の県南部は、特に痛みを感じているエリアだろうと思います。そこに対しての取組というの、気をつけてやっていきたいというふうに考えております。

ちょっとお答えになってないかもしれませんが、そういった気持ちでおります。

○松田三郎委員 分かりました。

インターネット中継されておりますので、あまり下品なことは言いたくありませんが、今部長がおっしゃった、一番中心的、真ん中ぐらいでおっしゃったのは、財政課なり市町村課もいらっしゃいますので、市町村からいろいろ要望が出てきたときには、今までT S M Cの恩恵をあまり受けてない県南から出てきたほうを、こっちのほうを採用しようかと、優先していただくような意味合いもあったのかなと思っておりますので、頑張っていたきたいと思えます。よろしく。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 以前からちょっと注目している大学のコンソーシアムの話なんですけれども、今ここでお尋ねしていいですか。

○平井総務部長 すみません。ちょっと質問の途中で手を挙げるのもあれですけども、コンソーシアムそのものは企画振興部が所管しておりますけれども、たまたま大学から戻ってきたばかりでございますので、熊本県立大学関係ということであれば、お話できることもあるのではないかと思います。

○山口裕委員 すみません、ちょっとお尋ねさせていただきますが、最近では、熊大等々も、積極的に地域と密着とか企業と連携しな

がら新たな取組を生んでいこうということなんですけれども、以前からコンソーシアムの動きはある中で、熊本県には多くの高等教育機関があるわけですけども、交流事業等はしっかりと取り組んでおられるなと思いなながらも、民間と新たな取組をやるというのは、今の熊大の小川学長が実績としても持っているらっしゃいますけれども、積極的にお進めになっているのかなというふうに思っております。

そういったことも踏まえれば、今後、積極的に、企画のほうではあります、全体として民間、そして大学との連携も踏まえながら、よりコンソーシアムを充実してほしいというふうに思っております、県立大学の事例も含めて、今後どうあるべきか、教えていただければと思います。

以上です。

○平井総務部長 ちょっと私がしゃべるのは、出しゃばり過ぎかもしれませんが、すみません。

現在大学が置かれた環境におきましては、従来型といいますか、いわゆる学生を集めて教育をし、先生方は研究をするというところでとどまっておつては、これから先の大学としての展望が開けていかないんじゃないかという問題意識が共通にあるかと思っております。

その中で、今も名前が出ました熊大の小川学長等も、いわゆる産官学の連携という中で、研究の事象も動かし、また、リソース、資金も動かして、大学も地域も伸びていまいしょうというようなテーマに取り組んでおられるというのが全体的な方向性だろうと思っております。

県立大学も、その流れに乗って、今一生懸命研究のための資金を集めたり、連携する企業を探したりというようなことを続けております。

委員御指摘のとおり、これから先、その方面にきちんと目を配っていくことで、大学にとっても、地域にとっても成長が望めるのではないかと期待しているところでございます。

○山口裕委員 公立の役割がどこまでかということも理解せんでもないわけですが、やっぱり積極的に公立であっても取り組んでもいいんじゃないかという状況じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺りも、またこれまでの経験を踏まえて取り組んでもらえればと思うところです。お願いします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

ここで、5分間休憩いたします。

再開は、3時5分からといたします。

午後3時1分休憩

午後3時6分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員の入替えがあっておりますので、改めまして一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任いただきました高島でございます。

坂梨副委員長共々、円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位、そして執行部の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、坂梨副委員長から挨拶をお願いします。

○坂梨剛昭副委員長 さきの委員会で副委員長に選任いただきました坂梨でございます。

今後1年間、高島委員長を補佐し、一生懸命、円滑に委員会運営がなされますよう頑張

ってまいりたいと思います。

委員各位、また、執行部の皆様に御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○高島和男委員長 今回は執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の順に、課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、高橋企画振興部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（企画振興部長、理事～政務調査課長の順に自己紹介）

○高島和男委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業の説明に入ります。

なお、本日の委員会は、インターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部から順次説明をお願いします。

○小川企画課長 企画課でございます。

それでは、説明資料の24ページをお願いいたします。

企画課は、全体で6つございます。

まず、1番の知事会等活動費につきましては、全国知事会、九州地方知事会、九州地域戦略会議を通じて広域的な諸課題について協議、推進を図るとともに、国への施策提言や他県と連携した取組を行うものでございます。

続きまして、2番のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業につきましては、若者の県内就職を後押しし、県内企業等の将来の中核を担う人材を確保するため、県内の企業等と県が2分の1ずつを負担し、県外企業等に就職する若者の奨学金の返還やUターン等を支援するものでございます。

引き続き、より多くの若者と参加企業がつながれるよう、県内企業等に制度への参加を促すとともに、県内外への制度のPRに努めてまいります。

続きまして、3番の奨学金返還支援基金積立金につきましては、先ほどの2番の事業に要する費用としまして、県及び企業の負担分を積み立てるものになります。

続きまして、4番のSDGs推進事業につきましては、取組の裾野を広げ、SDGsの原動力とした地方創生を実現するため、SDGsに積極的に取り組む企業等を見える化する登録制度への企業等の登録を推進するものでございます。

続きまして、5番のスポーツ施設の在り方検討事業につきましては、施設の波及効果等の調査の実施や県民的議論を深めるフォーラムの開催を通じて、本県のスポーツ施設の在り方を検討するものでございます。

最後の6番の企業版ふるさと納税マッチング促進事業は、企業版ふるさと納税制度を活用したさらなる歳入確保を図るため、寄附獲得に向けた県外企業への働きかけを行うものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

1の移住定住の促進は、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを的確に捉え、また、TSMCの進出の動き等を背景とする熊本への人の流れの加速化の実現に向け、デジタル技術を活用した情報発信や地域の実情に応じた市町村の取組支援、特定地域づくり事業協同組合制度の活用等により、本県への移住、定住を促進するものでございます。

2の地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や地域団体等が行う被災地域の復興や地域活性化の取組、複数の市町村が広域で実施する地域の活力を創造する取組等に対する支援を行うほか、新しい地域資源の掘り起こしのためのアドバイザー派遣など、自主的な地域づくりの取組への支援を行うものでございます。

3の水俣・芦北地域の振興の(1)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣病特措法の救済措置の方針を踏まえ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりの実現に向けた市町の取組の支援等を行うものです。

(2)水俣・芦北地域重点課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画における各市町の重点施策について、計画期間内の課題解決に向けて取組を支援するものでございます。

27ページをお願いいたします。

4の阿蘇の草原再生の(1)持続可能な草原維持システム構築推進事業は、阿蘇の草原を将来世代へ継承するため、民間企業と連携し、野焼きの担い手や資金の確保、ICT活用による作業省力化などの取組への支援等を行うものです。

(2)阿蘇草原再生事業は、野焼きの後継者

育成や放棄地の野焼き再開など、草原再生に向けた取組を支援するものでございます。

5の御所浦・湯島地域の活性化の推進の(1)御所浦地域活性化推進事業は、宿泊型マラソン大会等の観光の目玉づくりや空き家を活用した移住促進等の取組を支援するものです。

(2)湯島活性化推進事業は、峯公園を活用した交流拡大の取組や商店等の生活基盤整備等を支援するものです。

6の立野・黒川地区の地域再生等支援は、熊本地震で被害を受けた南阿蘇村立野地区及び黒川地区の創造的復興に向けた取組や東海大学阿蘇キャンパス用地の有効活用に向けた取組に対する支援です。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

28ページをお願いします。

まず、1の文化振興関係事業でございます。

(1)の文化行政推進は、文化振興審議会の運営や熊本県文化協会への支援などを行うものです。

(2)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会、公益財団法人熊本県立劇場及び民間団体の協働により、熊本県芸術文化祭スペシャルステージやくまもと子ども芸術祭など、芸術文化祭を県内一円で開催するものです。

(3)のくまもと国際音楽祭支援事業は、民間主導の国際音楽祭の定着に向け、くまもと復興国際音楽祭の開催を支援するものです。

(4)の伝統文化等継承対策事業は、地域の神楽、獅子舞など、伝統芸能の継承対策に取り組む市町村への助成などを行うものです。

(5)の文化事業新型コロナウイルス対策助成事業は、民間団体が県内で文化芸術活動を実施する際の感染症対策経費を助成するもの

です。

29ページをお願いいたします。

2の県立劇場関係事業でございます。

(1)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者である公益財団法人熊本県立劇場に委託し、県立劇場の管理運営や文化事業を行うものです。

(2)の県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づき、今年度は、令和5年度に実施予定の改修工事の設計などを行うこととしております。

(3)の県立劇場施設整備費につきましては、コロナ対策として、県立劇場の和室等の空調設備を改修するものです。

3の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組、また、既に世界文化遺産に登録された万田港及び三角西港、そして天草の崎津集落について、適切な資産の保全と活用を推進するものです。

4の博物館ネットワーク推進事業は、博物館関連資料データベースの運営、学校等で使用する移動展示パッケージの運用、学芸員等研修会の開催等を行うものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

30ページをお願いいたします。

まず、1の地域交通企画調整事業につきましては、地域の公共交通ネットワークを維持、確保し、県民生活を支えるために、鉄道、路線バス等地域の実情に応じた取組について、国及び沿線市町村と連携して支援を行うものでございます。

主な取組といたしましては、(1)から(4)に掲げておりますが、路線バスあるいは鉄軌道などの支援に取り組んでまいります。

次に、2の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、三セクであります肥薩おれんじ

鉄道の安全、安定的な運行のために、鉄道基盤の整備、維持に関する費用につきまして、沿線市町や鹿児島県と連携して支援を行うものでございます。

3の鉄道災害復旧支援事業につきましては、熊本地震や7月豪雨等の災害で甚大な被害を受けました南阿蘇鉄道及びくま川鉄道の災害復旧に係る費用の支援を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、31ページをお願いいたします。

4の阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向け、コンセッション方式の導入によります新たなターミナルビルの整備、それから空港アクセス鉄道整備に向けた検討、また、国内線、国際線の運航再開、それから新規路線の誘致活動を行っていくものでございます。

主な取組としまして、(1)から(3)に掲げておりますが、空港の運営会社である熊本国際空港株式会社や関係機関と連携して、空港の創造的復興の推進に取り組んでまいります。

最後に、5の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの安全かつ安定的な運航が維持されるよう、機材整備に係る費用を地元市町と連携して支援するとともに、利用促進協議会を中心に利用促進に取り組むものでございます。

交通政策課、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○馬場統計調査課長 統計調査課でございます。

32ページをお願いいたします。

1の委託統計調査の実施でございますが、本年度は、国から委託を受けて5年に1度の周期調査である令和4年就業構造基本調査をはじめ、毎年度実施しております経常調査を実施します。

(1)周期調査の①令和4年就業構造基本調

査は、国民の就業、不就業等の状態を調査し、就業構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施をいたします。

②令和5年住宅・土地統計調査単位区設定は、来年度実施します住宅・土地統計調査に先立ちまして、調査の精度向上等を図る目的で、調査区域となる範囲をあらかじめ画定するために実施をいたします。

(2)経常調査は、労働力調査など、記載の6調査を本年度も実施をいたします。

次に、2の県単独調査等の実施でございますが、推計人口調査等の加工統計の作成及び統計資料の刊行等により情報提供を行います。

統計調査課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

33ページをお願いいたします。

まず、1の電子自治体推進事業です。

県では、県と全市町村を構成員といたしまして電子自治体運営協議会での協議を行いながら、市町村とシステムの共同開発、運用を行っております。

この事業は、それら情報システムの運用管理等を行うものでございます。

2の行政デジタル化推進事業は、県及び市町村の行政手続のオンライン化の推進に係る事業でございます。

県庁の手続担当課に対する助言等を行いますほか、市町村に対する情報提供や専門家の派遣などの支援を行うものでございます。

3のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、今年2月に産学行政共通の羅針盤として取りまとめましたくまもとDXグランドデザインの実現のために実施する事業でございます。

今後、企業、団体、大学など幅広い参画を得まして、くまもとDX推進コンソーシアム

を立ち上げ、企業からの公募による実証事業を行うほか、成功事例の蓄積、横展開を図ってまいります。

また、DXに関する様々な情報を発信、共有するためのプラットフォームの運営も予定しておりまして、DXに関する機運の醸成を図り、県全体としての取組につなげてまいります。

デジタル戦略推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

34ページをお願いいたします。

まず、1の庁内情報基盤管理運営事業は、職員用パソコンの調達、保守や職員が利用するメールシステムなどの基盤的な情報システムの運用管理等を行うものでございます。

2のICTを活用した働き方改革等推進事業は、ICTを活用した働き方改革や業務プロセス改革を推進することで、業務の効率化や行政サービスの向上につなげるとともに、オフィス改革など、働きやすい職場環境づくりを進めているものです。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として導入した職員のテレワーク環境やオンライン会議システムの運用管理なども行っております。

3の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県の本庁と各広域本部や地域振興局などを高速通信回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの監視、保守等を行い、その安定運用を図るものでございます。

システム改革課は以上です。よろしくお願いたします。

○田浦政策監 球磨川流域復興局付でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

1の令和2年7月豪雨災害からの復旧・復

興の推進は、復旧・復興プランの推進と進捗管理、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進、被災地域のまちづくりと集落再生支援など、豪雨災害からの復旧、復興に向けた取組を推進するものでございます。

2の球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金等を活用いたしまして、被災者の生活支援や地域コミュニティー施設等の復旧といった市町村の取組を支援するものでございます。

3の五木村の振興は、五木村振興推進条例に基づき、ソフト、ハード両面から、村が実施する取組を引き続き支援するとともに、流水型ダムを前提とした新たな村の振興に向けた計画づくりや流水型ダムへの転換に伴う新たな対応など、これまで以上に五木村の振興を進めていくものでございます。

復興局は以上でございます。よろしくお願いたします。

○杉本会計課長 会計課でございます。

36ページをお願いします。

まず、1の会計事務の適正な執行の確保でございますが、会計書類の確認、審査や会計事務の研修、検査等を行い、関係法令にのっとり会計事務の適正な執行に努めているところでございます。

2の総合財務会計システムの管理は、財務会計事務の効率化を図るため、本システムの安定的な運用及び維持管理を行うものでございます。

3の県公金の確実な保管及び運用は、県が管理する歳計現金等の交付金を、関係法令の規定に基づき、金融機関への預金や国債等の債券購入など、確実かつ有利な方法により保管及び運用を行うものです。

最後に、4の新総合財務会計システムの構築は、行政手続におけるペーパーレス、キャッシュレス等を推進するため、それらへ対応した新システムの構築に向けた基本設計を行

うものです。

会計課は以上でございます。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

37ページをお願いします。

1の物品の適正な出納及び管理については、物品取扱事務の適正な執行を確保するため、職員研修や会計事務検査等により、物品の適正な出納及び管理を引き続き行うものがございます。

2の物品の集中調達の推進は、物品調達事務の効率化を図るため、本庁における全ての物品、出先機関の一定額以上の物品について、管理調達課で一括して調達を行うものがございます。

3の入札契約事務の適正化については、各所属の適正な入札契約事務の執行を支援するため、競争入札参加資格の審査を行い、また、電子入札システムにより本庁における入札・開札時業務を一元的に行ってまいります。

続いて、4の公契約条例制定検討事業でございます。

公契約に関し、基本的な理念を定めまして、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与する公契約条例の制定を進めてまいります。

管理調達課は以上でございます。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

38ページをお願いいたします。

まず、1の採用試験事務でございますが、今年度を実施します県職員等の採用試験について、職種及び採用予定数を記載しております。

次に、2の「県庁のしごと」魅力発信事業

でございますが、人材獲得競争がより厳しくなっている中で、県職員を志望する人材を増やすことを目的として、県庁で働く魅力を積極的に発信するものがございます。

対面式やウェブ形式による説明会の開催、ホームページや各種SNSを活用した情報発信など多様な広報活動を展開いたします。

39ページをお願いいたします。

3の公平審査事務につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求その他苦情、相談などの事務を行うものがございます。

なお、県内の市町村等の公平審査事務についても受託しております。

最後に、4の給与制度等調査研究事務につきましては、議会と知事に対しまして、職員の給与について報告及び勧告を行うため、民間給与実態調査等を実施するとともに、勤務時間その他の勤務条件について調査研究を行うものがございます。

人事委員会事務局は以上でございます。

○市川監査監 監査委員事務局でございます。

40ページをお願いします。

まず、1の定期監査等の実施ですが、地方自治法に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行等につきまして、県の各機関を対象に監査を実施します。

また、県が補助金等の財政的援助を行っている団体等につきましても、監査を実施します。

次に、2の決算審査等の実施ですが、決算審査や基金運用審査、財政に関する健全化判断比率等の審査を行います。

説明は以上でございます。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

41ページをお願いいたします。

議会費でございますが、円滑な議会運営を図るため、本会議、委員会等の各種事務を行うとともに、議会の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付等の事務を行うものでございます。

議会事務局は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○吉田孝平委員 34ページをお願いします。

2番のICTを活用した働き方改革等推進事業でございますけれども、このコロナ禍で、多分計画していたよりもかなり早い段階でこういった事業等が進められてきたと思いますけれども、ただ、このコロナが収束した後、そのときは、オンライン会議、テレワーク等、私としては、この経費とか手間、そういったのを省くために、このまま続けていったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

ただ、顔を合わせて会議をしないといけないという方もおられますけれども、県としては、どういった今後考えを持たれているのかをお聞きしたいと思います。

○黒瀬システム改革課長 まず、今回の分で、オンラインの関係の会議の様々なシステムを入れております。こういったものにつきましては、今後ともウェブ会議であるとかオンラインの打合せであるとか、そういうことは今後も引き続き行われるものと考えており

ます。

先ほど御質問の中で、実際にお会いしてという部分も大事ではないかというお話もあっておりますので、その辺りはバランスを見ながらしっかりと取り組んでいきたいと、有効に活用しながら、オフラインといいますか、実際にお会いしてという部分も含めて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 分かりました。

ぜひ、やはりせっかく、今コロナ禍でこういったオンラインとかテレワーク、そういったので済む会議であれば、そういったことをしっかりと活用していただいて、やっぱり顔を合わせてしないといけない会議等は、しっかりとそういった会議をしてほしいと、そういった分けてこれからも進めていただきたいと思います。

それと、もう1つ、よろしいですか。

24ページの5番で、スポーツ施設の在り方検討事業、これは、私も総務常任委員会は久しぶりでございますけれども、なかなか施設等の——一般質問等でもいろいろございましたけれども、なかなか前向きじゃない意見が多かった中で、こういった新しい事業ができたという流れをちょっと教えてほしいなと思います。

○小川企画課長 企画課でございます。

今、スポーツ施設の在り方について御質問をいただきました。

今年度につきましては、いわゆるその調査事業というものを行いまして、県内に幾つかございますそういった各スポーツ施設、これにつきまして、現状の課題分析ですとか、あとはその経済波及効果ですとか、こういったものを整理しまして、今後の在り方についてしっかりと今年度に取りまとめをして、皆さんに御報告をしたいと考えております。

県のまち・ひと・しごとの創生総合戦略第2期、こちらの中にも、このスポーツ施設、例えばアリーナですとか武道館、あと野球場、こういったスポーツ施設につきまして、この整備の在り方について、民間資金の確保等も含めて、県民的議論を深めて方向性を取りまとめるというのを記載しております。

それに向けて、これから調査につきまして、具体の中身の検討をして、企画コンペを出していこうと考えておりますので、そういったスケジュール感でしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○吉田孝平委員

特に、今ヴォルターズも、熊本県は3つプロの団体がございますので、今後、ヴォルターズ等が、やはり体育館の整備とか、新しく造らないといけないとかいう話も出ていますので、県としてもしっかりその辺は協力をしていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 説明資料の33ページの3番ですか、デジタル戦略推進課受島課長か、場合によっては小金丸理事に意気込みをお答えいただきたいと思いますが、今年度から新たに局であるとか課であるとかを設けてということは、県の意気込み、情熱も感じるわけでございます。

2年ほど前でしょうか、まだDXというのが徐々に使われ始めた頃に、ある講演会で聞いた講師の話ですけれども、DXと言うけれども、Dはあまり重要じゃないんだと、つまりデジタルを手段としてトランスフォーメーション、今までの在り方を劇的に変えるとか、今まであった組織を大きく変革する、そこに意義があるんだという、もちろん、もし

かするとその人のお考えにすぎないのかもしれないけれども、なるほどなど思ったわけでございます。

だから、単なる紙をデジタルにしましたとか、あるいはIT化を進めましたというのはなくて——そのときは幾つか事例を挙げられ、民間あるいは行政においてこういうことが考えられるとか、こういうことができるというようなのもありましたけれども、熊本県において、県庁において、あるいは県内のそれぞれの県民にとって、いわゆるDXを推進して進めることによってどういった幸せになるのか、知事がおっしゃる幸福度を増すために、こうやってこうやるからこうなるんですよというのが、例えばDXといった場合でも、使い方が、まあ極端に言うと、人それぞれ微妙に違うときもあるかもしれませんし、目指す姿も違うかもしれない。

ということは、まあ事実上1回目の委員会ですので、我々にも共有していただきたい。大体こういったイメージなんですとか、こういった方向性なんですというのをある程度共有化したいほうが、議論としてはあっち行ったりこっち行ったりしないのかなと思いますので、例えば1つ、2つ例を挙げていただきながら、あるいはここにランドデザインとかと、今までこういう議論がされていまして、簡潔に、簡単にでいいですけども、そういう事例を入れながら、要は、こういうところを目指す、そうすると県民の幸せが増すんですよというような話なり、新しい組織ですので、そういう理事、課長の意気込みも含めて、分かりやすく私にとりか、我々、ほかは詳しいかもしれませんが、御教示いただきたいので、それぞれ御発言いただければと思います。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

今、DXについての総括的な御質問をいた

できました。

先生御指摘のとおり、DXというのは、あくまでもデジタルを使ってトランスフォーメーション、変革を起こしていくというふうなことが大きな趣旨になっております。まさに、デジタル、IoT、いわゆる手段を使って世の中あるいは企業の在り方あるいは行政の在り方を変革していくという、そういう目的を達成していくという大きな考え方がDXであるというふうに理解をしております。

今回、資料でもございますくまもとDXグランドデザインというのが、まさに行政、それから民間、企業、大学、それぞれのお立場でデジタル化、DXを進めていくというふうなことの大きな羅針盤、方向性を示したものがこのグランドデザインというふうなものになっております。

大きな方向性といたしましては、県民所得の向上、それから県民の生活環境の向上という、この大きな2つを柱として、例えば所得のほうでまいりますと、ものづくりあるいは農業、それから観光といったものについて取組を進めていく、あるいは県民生活の環境という面におきましては、福祉、医療ですとかあるいは行政サービス、そういったいろんなものを重点的に取組を進めていくというふうなことになります。

今後の大きな進め方でございますけれども、今資料でお示ししましたコンソーシアム、とにかくいろんな方に御参画をいただき、それぞれのお立場で機運を盛り上げていただき、あるいは成功事例を創出することで、またほかの人たちがああいう取組が進むんじゃないかというふうなことを期待しながら、それを県として御支援していくというふうなことで取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小金丸理事 小金丸です。

ちょっと私から、担当課長が申し上げた分、ちょっと補足だけさせていただきます。

具体的な事例というところで、今課長のほうも申し上げましたが、2つのビジョンをこのグランドデザインでは掲げておまして、1つが、産業を共創する、共につくっていく、そういう中で県民所得の向上を図るのが1つ、経済分野の目標が1つビジョンがあり、もう一つが、先ほど課長も申し上げましたように、いわゆる安全、安心で住みやすいまちづくりを共に、これも共創していくと、この2つの面でございます。

例えば、産業の面でいきますと、まだまだ県内企業さんのほうで、まだデジタルを含めたところ、手段ではございますけれども、これを活用することで、例えばデジタルのマーケティングとか観光分野なんか、もう非常に使われておりますが、そういう分野を活用しながら、さらに企業の業績、収益を向上させる、それが従業員の給与に跳ね返って所得向上にもつながってくる、そういう部分も一つあるかと思えます。

あと、安全、安心という面では、先ほど受島が申し上げたもののほかに、例えば防災の情報とか、人吉市さんなんか、この前、防災アラート、橋をライトアップして危険を皆さんにお知らせするというですとか、ああいった雨が降って降水量が増えたときのそういったデータが人吉市さんの場合は蓄積されていていっていると、それは誰でも見れると、過去の実例も踏まえて、そういったデータ連携基盤と申しますが、そういう部分ではできていると。

そういうものがしっかりとそれぞれの町あるいは市町村で保管されますと、いわゆる危機管理に関しましても、そういった安全な、安心なまちづくりにつながってくるということもございますので、そういった部分で今あるICT、デジタルを手段としていろんな取組を進める中で、最終的には県民の総幸福

量の増大といいますか、最大化につながるような取組を進めたいと思っております。

何せまだちょっと具体的にこれからというところもございますので、コンソーシアムで、先ほど課長が申しあげましたように、広く民間企業の方あるいは大学等教育機関あるいは市町村の方に入っていただく中で、具体的なプロジェクトをこれから進めながら、今申しあげたようなビジョン、そういったものに近づけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松田三郎委員 分かりました。

それぞれ課長から、理事から御説明をいただきまして、DXでこの辺の何か抽象的な話だけではなくて、さっきそれぞれにあった成功事例を提示する、積み上げていく、恐らく、走りながら考える、考えながらまた走るとか、そういう時期がしばらくは続くのかもしれないし、さっきおっしゃったコンソーシアム等々で、いろいろな関係者、民間を含めて、いいアイデアが出て、県民の方にもそういう事例を御紹介することによって、県内の企業、団体、個人が、ああ、そういうことか、DXをやると、県も一生懸命やって、こうやって自分の生活にこういうプラスの面があるんだというのをやっぱり理解していただくと、より進めやすいかなと思いますので、早く、焦ってという意味じゃありませんけれども、成功事例を幾つか我々にも提示していただければと思います。頑張っていたかいたと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 27ページ、阿蘇の草原再生についてちょっと聞かせてください。

毎年、火入れして野焼きをやるんですが、

何か事故が後を絶たないなど。もうちょっと安全にできないのかな。担い手をつくることも大事なんですが、安全な野焼きを何か、そうですね、いろんな方のお知恵も授かりながらやっていくべきかなと思うんですが、どうお考えですか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

今委員御指摘のとおり、野焼きに伴いまして、延焼して火災が発生するというケースがやはり実際に起きておりまして、その結果、例えば、火事を起こしてしまっ、被害者というか、人的な被害があったわけじゃないんですけども、物損に対する補償、そういったところが牧野組合の方々のかかなり負担になってきているというような、そういう状況もございます。

ですので、そういったところをどうしていくかというところで、恒久的な防火帯の整備、そういうある程度の幅、火が延焼しないような形で取り入れてくるというような、そういったものも進めていきたいと思っておりますし、あと、先ほどICTの活用ということで申しあげましたけれども、昨年度は、九州電力さんにコンペの結果、委託しまして、ドローンを導入しまして、拡声器付きのドローンでいろんな案内、今から燃やしますよとか、そういったところのアナウンスをしていく、あるいは赤外線カメラを搭載したドローンで鎮火状況、どの辺りが完全に消えたかどうかというのを確認する、さらに散水機がついたドローンを飛ばして、鎮火してないところについては消火する、そういった取組もやっておりますので、いろんな使える予算であったり、あるいはそういう革新的な技術であったり、そういったのも含めて、いろんな手段を取り入れながら、この取組というのは続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○山口裕委員 野焼きは、阿蘇の原風景を守るため重要なことだというふうに理解はしておりますが、より安全にやってくれというだけですので、頑張ってください。よろしくお願ひします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。  
——なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

その他で委員から何かありますか。

○松田三郎委員 実は、さっき、総務部、知事公室にも、ちょっと要望的な質問をしました。

ぜひ高橋部長にお願いしたいのが、T S M Cあるいは子会社のJ A S M、これは熊本にとっても非常に大きな出来事で、大歓迎をされているというのは、私も含めて間違いないことではございますが、やっぱり一部にはどうしても、ちょっと遠い県南部のほうではその効果があまりないのではないかなという御心配もあるわけですね。

それを受けて、やっぱり知事あるいは商工の三輪部長からも、しっかり県南を含め県下全域にこのT S M Cのいい影響を及ぼすようにということは考えてやっていきますというありがたいお言葉もいただいております。

ただ、どうしてもちょっと距離があるということで、負の部分といいますか、効果はない上に、さらに人材がどんどんどんどん、ただでさえ人口が少ない、人材が少ない地域から持っていかれるんじゃないかなという御心配もあるわけではございます。

ですから、これは商工だけじゃなくて、いろいろ、道路のこととか、あるいは教育のこととか、県庁が横断的に今取り組んでいらっしゃる、これからも取り組んでいただかなければならないことはもちろん多いわけですが、一方で、やっぱりその影響を受けそうな

県南に対しては、別の意味で肩入れをしていただく、まあ地域振興課とか企画課が部にはあるわけではございますので、ぜひそういうところを含めて、企画振興部も、県庁の一組織ではございますが、今まで以上に目を配っていただいて、これ以上、言葉、表現はあれですけれども、寂れないように、球磨、人吉がですね。災害で痛んでいるというのもありますし、T S M Cに関する効果が非常に薄いんじゃないかというような御心配の向きもありますので、これは要望的質問ではございますが、ぜひ、部を挙げて、あるいは御出席の皆さん挙げて、県南あるいは球磨、人吉にも引き続き目を向けていただいて、何かのときには、やっぱり直接効果が薄いから、じゃあほかの事業でもうちょっと底上げしてあげようとかということでも、何か掛け声だけでも欲しいなと思いますので、その思いを含めてちょっと部長にお願いをして、何か御回答をいただければと。

○高橋企画振興部長 ありがとうございます。

先生の問題意識はすごく分かりましたので、心に留めて、頭に留めて、業務の執行に当たっていきたいというふうに思います。

企画振興部全体で見れば、そもそも復興局は、球磨川流域の復興のために——そもそもそれが目的で立ち上がっておる組織でございますので、復興局は球磨川流域のためにしっかり頑張っていくということかと思っております。

また、地域振興課、御指摘がございましたとおり、地域向けのリソースの予算も持っていますので、頑張らせている地元に対して支援することも可能だと思っております。

また、デジタル局のほうも、人吉市さんがいろいろデータ連携基盤とかで頑張らせていますので、そういうことと連携しながらやっていけることもあろうかと思っております。

ので、企画振興部としての全体としてできることはしっかりやっていきたいというふうに思います。

○松田三郎委員 声がいつもよりちょっと小さかったので心配ですが、元気を出してお願いしたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。  
——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長